

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク
魅力体感ツアー企画運営業務

仕様書

1 業務目的

宮崎県と大分県にまたがる祖母・傾・大崩山系とその周辺地域は、平成 29 年に「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」に登録されているが、本地域の魅力である山岳地形は非常に険しく、その魅力が十分に伝え切れていないところであり、認知度向上や誘客促進につなげることが課題となっている。

そこで、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの特徴や魅力を体感し学ぶ機会を提供するツアーを実施し、ツアー参加者による SNS 等での情報発信により認知度向上を図るとともに、このエリアへの観光誘客に関する今後の可能性について検証する。

また、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの代表的なスポットをツアーコースに組み込むことで、ツアー実施後の検証結果を現在検討中の周遊ルート設定に向けた資料として活用する。

2 業務名

祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク魅力体感ツアー企画運營業務

3 履行期間

契約締結日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。

4 委託金額

委託金の上限は 2,900,000 円とする（消費税込み）。

5 業務内容

(1) 県が提示する内容

① ツアー実施日程

ア 実施時期

令和元年 11 月 1 日(金)～令和 2 年 1 月 31 日(金)の間の 1 泊 2 日

イ 行程

延岡市・高千穂町・日之影町を巡るコースで、県外参加者は博多駅発着、県内参加者は宮崎駅発着とする。

② ツアー参加対象者及び条件

ツアー参加者は、メディア関係者 1 名以上を含んだ 21 名とする。

ア 一般参加者

- ・ 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークに関心があること。
- ・ アンケートに回答すること。
- ・ 自身のブログ、ツイッター、Instagram、Facebook 等により、ツアーの感想や旅行先の情報等を発信すること。

イ メディア関係者

- ・ ツアーに関する記事を作成し雑誌やネット媒体等に掲載すること。
- ・ 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの今後の効果的な情報発信の手法や観光素材としての可能性等について御提言いただくこと。

③ ツアー内容

祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの理念に対する理解を深め、関心を喚起できる以下のメニューの全てを満たすものであること。

ア 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの体表的なスポットである次のスポットを必ず組み込むこと

[パッケン岩、千畳敷]

イ スポットの解説等を行う現地ガイドを活用すること

[現地ガイド例：NPO法人ひむか感動体験ワールド、日之影町癒しの森の案内人 など]

ウ ユネスコエコパークの自然・環境保全の意識の向上につながるもの（ワークショップ等）を組み込むこと

④ 留意事項

ア 参加者に旅行保険を掛けること。

イ 悪天候時における代替案も提示すること。

ウ 参加者に参加を促すことができる効果的な手段で募集を行うこと。

(4) 提案者が提案する内容

① ツアー行程

② ツアー実施の告知や参加者募集に関する広報の手法、時期

③ 一般参加者から徴収する参加費

④ 参加者（一般、メディア関係者）のアンケート等の実施内容及び活用手法

⑤ ツアーの成果を生かした今後の展開方策

6 対象経費等

業務の対象となる経費区分は、以下のとおりとする。ただし、一般参加者から参加費を徴収することができる。

(1) ツアーの企画運営にかかる経費

(2) ツアー実施にかかる経費

(3) ツアーの周知・募集に関する経費

(4) その他ツアーの実施に必要となる経費

7 個人情報の取得・保護・管理等

(1) 本業務の実施上知り得た情報については、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。

(2) 個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。

(3) 成果品（業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、宮崎県の承諾を得た場合はこの限りでない。

8 留意事項

(1) 業務の内容及び範囲について、宮崎県と十分打合せを行い、業務の目的を達すること。

(2) やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ宮崎県と協

議の上、承認を得なければならない。

- (3)参加状況等により委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。
- (4)本業務の遂行にあたり、特許権、実用新案、使用权、その他第三者の権利対象となっているものを使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (5)悪天候、災害の発生などの不可抗力を事由として、ツアーを中止した場合、中止に伴って発生した経費は本業務に係る経費とすることができる。
- (6)本仕様書に定めのない事項に関しては、宮崎県と協議の上、決定すること。また、疑義及び本仕様書によりがたい事由が生じた場合も同様とする。

9 問い合わせ先

宮崎県総合政策部

中山間・地域政策課

T E L 0985-26-7035 (担当：長倉、押川)

E-mail nagakura-yuki@pref.miyazaki.lg.jp